

## 市立小・中学校及び幼稚園の臨時休業の延長及び学校再開の方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時休業期間を5月17日(日)まで延長し、5月18日(月)から小・中学校及び幼稚園を再開する方針とします。放課後児童クラブも再開します。

### 1 市立小・中学校の今後の対応

#### (1) 登校日の設定

5月12日(火)から15日(金)までの間に1日、児童生徒の様子の確認や追加の課題等を渡すなど、**「登校日」を設けます。**(※ 授業は行いません。)

#### (2) 学校再開の予定

県内における感染症患者の確認状況を見ながら、**5月18日(月)から学校を再開する方針とします。**

2 以下については、期間延長以外、取扱いの変更はありません。

### 2 市立小・中学校及び放課後児童クラブの対応

- (1) 市立小・中学校 : 全校(分校を含め50校)を臨時休業とします。
- (2) 放課後児童クラブ : 小・中学校の臨時休業期間中は閉所(公設44クラブ)
- (3) 臨時休業期間 : 令和2年4月20日(月)から**5月17日(日)まで**

### 3 臨時休業の間の「子どもの居場所」の開設について

- (1) 期間 : 令和2年4月20日(月)から**5月15日(金)までの平日**  
※土、日、祝日は開設しません。
- (2) 時間 : 8:00~18:00 保護者による送迎、昼食持参
- (3) 対象 : ①小学1~3年生及び特別支援学級で、家庭で過ごすことが困難な児童  
②4年生以上で特別の事情がある児童  
※特別な事情=児童本人の事情や保護者が仕事を休むことが難しい場合など

### 4 市立幼稚園の対応

- (1) 市立幼稚園 : 全園(25園)を臨時休業とします。
- (2) 臨時休業期間 : 令和2年4月20日(月)から**5月17日(日)まで**
- (3) 園児の受け入れ : 臨時休業期間中の平日、家庭で保育ができない場合は、預かり保育にて受け入れます。昼食持参
- (4) 預かり保育時間 : 各園の通常の預かり保育時間  
7:30~18:30(14園)  
8:30~16:30(11園)
- (5) 預かり保育料 : 保育を必要とする認定を受けている子どもについては、無料  
その他の子どもについては、通常の預かり保育料が必要